

平成 17 年 11 月 11 日

各 位

大 阪 市

物品買入等指名基準の取扱いについて

物品買入等指名基準の適正な運用を図り、指名競争入札の厳正かつ公平な執行を図るため、物品買入等指名基準の取扱いについて決めました。財政局契約監理部における取扱いについては次のとおりとします。

記

1．指名方法について

指名にあたっては、以下に該当する有資格者を全て指名します。

- (1) 財政局契約監理部で指名実績があり、かつ当該契約の適正な履行が可能な有資格者
- (2) 入札参加資格を承認した種目（以下「承認種目」という。ただし、項目がある種目についてはその項目。以下同じ。）と同一の種目において、大阪市契約規則（以下「規則」という。）第 3 条で規定する財政局契約総長に委任された契約以外の本市での契約履行実績（以下「専決契約実績」という。）があり、かつ当該契約に係る承認種目への指名の希望を財政局契約監理部に申し出た有資格者

ただし、専決契約実績を求めることができない承認種目においては、本市が同等と認めた物品等で他の地方公共団体等の契約履行実績を専決契約実績とみなすこととします。

2．指名方法の特例について

以下の場合においては、上記 1 にかかわらず指名することとします。

- (1) 物品買入等指名基準第 3 条第 2 項の各号に該当する場合
- (2) 次の各号の一に該当し、指名数が規則第 15 条の規定を満たす場合
 - 予定価格が概ね 2,000 万円未満の契約において、優良な地元中小企業者の育成及び専門業者の活用について配慮する必要がある場合
 - 契約の履行にあたり、地理的条件（市内業者、行政区内業者など）を優先する必要がある場合
 - 電子入札対象案件の契約で、指名業者を電子入札対応業者のみとする場合

3．その他

この取扱いに定める指名競争入札により難しい場合は、本取扱いと異なる取扱いができるものとします。

4．実施日

平成 17 年 11 月 14 日